

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成20年11月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第84号

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(職業訓練援助規則の一部改正)

第1条 職業訓練援助規則(昭和36年岩手県規則第39号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この規則は、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の2第1項の規定による事業主、事業主の団体、職業訓練法人、若しくは職業能力開発協会又は <u>民法(明治29年法律第89号)第34条の規定により設立された法人</u> 、法人である労働組合その他の営利を目的としない法人で、職業訓練を行い、若しくは行おうとするもの(以下「事業主等」という。)の行う職業訓練に対する援助に関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この規則は、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の2第1項の規定による事業主、事業主の団体、職業訓練法人若しくは職業能力開発協会又は <u>一般社団法人若しくは一般財団法人</u> 、法人である労働組合その他の営利を目的としない法人で、職業訓練を行い、若しくは行おうとするもの(以下「事業主等」という。)の行う職業訓練に対する援助に関し必要な事項を定めるものとする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(農業近代化資金利子補給規則の一部改正)

第2条 農業近代化資金利子補給規則(昭和36年岩手県規則第58号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(利子補給の承認申請) 第5条 融資する農業近代化資金について利子補給を受けようとする融資機関は、当該融資について、あらかじめ農業近代化資金利子補給承認申請書(様式第1号)を所管する広域振興局長又は地方振興局長(当該融資を受けようとする者が法第2条第1項第3号に規定する農業協同組合連合会又は農業近代化資金融通法施行令(昭和36年政令第346号)第1条第2号に規定する農業協同組合中央会、同条第3号に規定する農業共済組合連合会、同条第4号に規定する土地改良区連合、同条第5号に規定するたばこ耕作組合、同条第7号に規定する <u>民法(明治29年法律第89号)第34条の規定により設立された法人若しくは同令第1条第8号に規定する株式会社(別に定めるものに限る。)</u> であるときは、知事。以下「知事等」という。)に提出しなければならない。	(利子補給の承認申請) 第5条 融資する農業近代化資金について利子補給を受けようとする融資機関は、当該融資について、あらかじめ農業近代化資金利子補給承認申請書(様式第1号)を所管する広域振興局長又は地方振興局長(当該融資を受けようとする者が法第2条第1項第3号に規定する農業協同組合連合会又は農業近代化資金融通法施行令(昭和36年政令第346号)第1条第2号に規定する農業協同組合中央会、同条第3号に規定する農業共済組合連合会、同条第4号に規定する土地改良区連合、同条第5号に規定するたばこ耕作組合、同条第7号に規定する <u>一般社団法人若しくは一般財団法人若しくは同条第8号に規定する株式会社(別に定めるものに限る。)</u> であるときは、知事。以下「知事等」という。)に提出しなければならない。
2 [略]	2 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(農業協同組合法施行細則の一部改正)

第3条 農業協同組合法施行細則(昭和39年岩手県規則第13号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(農事組合法人の組合員の <u>仮理事選任請求</u> )	(農事組合法人の組合員の <u>一時理事の職務を行うべき者の選任請求</u> )
第16条 第9条の規定は、農事組合法人の組合員又は利害関係人が法第73条第2項において準用する民法第56条の規定により、 <u>仮理事</u> の選任を請求しようとする場合に準用する。	第16条 第9条の規定は、農事組合法人の組合員又は利害関係人が法第72条の12の6の規定により、 <u>一時理事の職務を行うべき者の選任</u> を請求しようとする場合に準用する。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(公有財産規則の一部改正)

第4条 公有財産規則(昭和39年岩手県規則第40号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																				
(災害共済への委託等)	(災害共済への委託等)																				
第7条 財産は、予算の範囲内で、法第263条の2第1項に規定する全国的な <u>公益法人</u> にその災害共済を委託し、又はその他の災害に関する保険に付するものとし、これらに関する事務の所管は、 <u>次の各号に掲げるとおりとする。</u>	第7条 財産は、予算の範囲内で、法第263条の2第1項に規定する全国的な <u>公益的法人</u> にその災害共済を委託し、又はその他の災害に関する保険に付するものとし、これらに関する事務の所管は、 <u>次に掲げるとおりとする。</u>																				
(1)・(2) [略]	(1)・(2) [略]																				
別表第3(第17条関係)	別表第3(第17条関係)																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>算出方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>共済基金分担金相当額</td> <td>法第263条の2に規定する<u>公益法人</u>に災害共済を委託する場合の共済分担金又は火災保険、災害保険その他の損害保険の掛金により算出するものとする。</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	算出方法	[略]		共済基金分担金相当額	法第263条の2に規定する <u>公益法人</u> に災害共済を委託する場合の共済分担金又は火災保険、災害保険その他の損害保険の掛金により算出するものとする。	[略]		[略]		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>算出方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>共済基金分担金相当額</td> <td>法第263条の2第1項に規定する<u>公益的法人</u>に災害共済を委託する場合の共済分担金又は火災保険、災害保険その他の損害保険の掛金により算出するものとする。</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	算出方法	[略]		共済基金分担金相当額	法第263条の2第1項に規定する <u>公益的法人</u> に災害共済を委託する場合の共済分担金又は火災保険、災害保険その他の損害保険の掛金により算出するものとする。	[略]		[略]	
区分	算出方法																				
[略]																					
共済基金分担金相当額	法第263条の2に規定する <u>公益法人</u> に災害共済を委託する場合の共済分担金又は火災保険、災害保険その他の損害保険の掛金により算出するものとする。																				
[略]																					
[略]																					
区分	算出方法																				
[略]																					
共済基金分担金相当額	法第263条の2第1項に規定する <u>公益的法人</u> に災害共済を委託する場合の共済分担金又は火災保険、災害保険その他の損害保険の掛金により算出するものとする。																				
[略]																					
[略]																					
備考 改正部分は、下線の部分である。																					

(岩手県県税条例施行規則の一部改正)

第5条 岩手県県税条例施行規則(昭和41年岩手県規則第12号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後										
様式第125号の4(第68条関係)	様式第125号の4(第68条関係)										
[略]	[略]										
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>備考1 この申請書を提出する際には、次の書類を添付してください。</td> </tr> <tr> <td>(1) [略]</td> </tr> <tr> <td>(2) 財団法人日本自動車査定協会が発行する中古商品自動車証明書</td> </tr> <tr> <td>(3) [略]</td> </tr> </tbody> </table>	[略]	備考1 この申請書を提出する際には、次の書類を添付してください。	(1) [略]	(2) 財団法人日本自動車査定協会が発行する中古商品自動車証明書	(3) [略]	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>備考1 この申請書を提出する際には、次の書類を添付してください。</td> </tr> <tr> <td>(1) [略]</td> </tr> <tr> <td>(2) 財団法人日本自動車査定協会(昭和41年6月1日に財団法人日本自動車査定協会という名称で設立された法人をいう。)が発行する中古商品自動車証明書</td> </tr> <tr> <td>(3) [略]</td> </tr> </tbody> </table>	[略]	備考1 この申請書を提出する際には、次の書類を添付してください。	(1) [略]	(2) 財団法人日本自動車査定協会(昭和41年6月1日に財団法人日本自動車査定協会という名称で設立された法人をいう。)が発行する中古商品自動車証明書	(3) [略]
[略]											
備考1 この申請書を提出する際には、次の書類を添付してください。											
(1) [略]											
(2) 財団法人日本自動車査定協会が発行する中古商品自動車証明書											
(3) [略]											
[略]											
備考1 この申請書を提出する際には、次の書類を添付してください。											
(1) [略]											
(2) 財団法人日本自動車査定協会(昭和41年6月1日に財団法人日本自動車査定協会という名称で設立された法人をいう。)が発行する中古商品自動車証明書											
(3) [略]											

2・3 [略]	2・3 [略]
[略]	[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(土地改良法施行細則の一部改正)

第6条 土地改良法施行細則(昭和41年岩手県規則第23号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>様式第25号(第2条関係)</p> <p>[略]</p> <p>清算を結了したので、<u>土地改良法第76条</u>において準用する<u>民法第83条</u>の規定により、次の書類を添えて届けます。</p> <p>1・2 [略]</p> <p>[略]</p>	<p>様式第25号(第2条関係)</p> <p>[略]</p> <p>清算を結了したので、<u>土地改良法第71条の2</u>の規定により、次の書類を添えて届けます。</p> <p>1・2 [略]</p> <p>[略]</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

(私立学校法施行細則の一部改正)

第7条 私立学校法施行細則(昭和42年岩手県規則第32号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(清算中に就職した清算人の届出)</p> <p>第8条 <u>法第58条第1項</u>において準用する<u>民法(明治29年法律第89号)第77条第2項</u>の規定による清算中に就職した清算人についての届出は、清算中に就職した清算人届(様式第9号)に、当該登記事項証明書を添えてしなければならない。</p> <p>(清算結了の届出)</p> <p>第9条 <u>法第58条第1項</u>において準用する<u>民法第83条</u>の規定による清算人がする清算結了についての届出は、清算結了届(様式第10号)によってしなければならない。</p> <p>様式第9号(第8条、第10条関係)</p> <p>[略]</p> <p>清算中の学校法人(準学校法人)の清算人に就職したので、<u>私立学校法第58条第1項</u>(同法第64条第5項において準用する場合を含む。)において準用する<u>民法第77条第2項</u>の規定により、関係書類を添えて、お届けします。</p> <p>[略]</p> <p>様式第10号(第9条、第10条関係)</p> <p>[略]</p> <p>学校法人(準学校法人)の清算が、年月日に結了したので、<u>私立学校法第58条第1項</u>(同法第64条第5項において準用する場合を含む。)において準用する<u>民法第83条</u>の規定により、お届けします。</p> <p>[略]</p>	<p>(清算中に就職した清算人の届出)</p> <p>第8条 <u>法第50条の7</u>の規定による清算中に就職した清算人についての届出は、清算中に就職した清算人届(様式第9号)に、当該登記事項証明書を添えてしなければならない。</p> <p>(清算結了の届出)</p> <p>第9条 <u>法第50条の14</u>の規定による清算人がする清算結了についての届出は、清算結了届(様式第10号)によってしなければならない。</p> <p>様式第9号(第8条、第10条関係)</p> <p>[略]</p> <p>清算中の学校法人(準学校法人)の清算人に就職したので、<u>私立学校法第50条の7</u>(同法第64条第5項において準用する場合を含む。)の規定により、関係書類を添えて、お届けします。</p> <p>[略]</p> <p>様式第10号(第9条、第10条関係)</p> <p>[略]</p> <p>学校法人(準学校法人)の清算が、年月日に結了したので、<u>私立学校法第50条の14</u>(同法第64条第5項において準用する場合を含む。)の規定により、お届けします。</p> <p>[略]</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

(道路占用料徴収条例施行規則の一部改正)

第8条 道路占用料徴収条例施行規則(昭和46年岩手県規則第38号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(占用料の特例) 第2条 [略] 2 次に掲げる占用物件に係る占用料は、徴収しない。 (1)～(9) [略] (10) <u>公益法人</u> が設置する有線テレビ(CATV)電柱、架空の道路縦横断電線及び各戸引込電線 (11)～(21) [略]	(占用料の特例) 第2条 [略] 2 次に掲げる占用物件に係る占用料は、徴収しない。 (1)～(9) [略] (10) <u>一般社団法人又は一般財団法人</u> が設置する有線テレビ(CATV)電柱、架空の道路縦横断電線及び各戸引込電線 (11)～(21) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(岩手県自然環境保全条例施行規則の一部改正)

第9条 岩手県自然環境保全条例施行規則(昭和49年岩手県規則第12号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(保全事業の一部を執行できる公共団体) 第13条 条例第14条第2項に規定する知事が定める公共団体は、次に掲げるものとする。 (1)～(14) [略] (15) 社団法人岩手県農業公社 (16) 財団法人岩手県観光協会 (17)・(18) [略]	(保全事業の一部を執行できる公共団体) 第13条 条例第14条第2項に規定する知事が定める公共団体は、次に掲げるものとする。 (1)～(14) [略] (15) 社団法人岩手県農業公社 <u>(昭和46年3月29日に社団法人岩手県農地管理開発公社という名称で設立された法人をいう。)</u> (16) 財団法人岩手県観光協会 <u>(昭和39年4月16日に財団法人岩手県観光開発公社という名称で設立された法人をいう。)</u> (17)・(18) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(高等学校定時制課程及び通信制課程等修学資金貸付条例施行規則の一部改正)

第10条 高等学校定時制課程及び通信制課程等修学資金貸付条例施行規則(昭和50年岩手県規則第21号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(届出) 第12条 [略] 2 借受者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を知事等に届け出なければならない。 (1)～(10) [略] (11) 修学資金の貸付けを受けている間において、財団法人岩手育英奨学会が行う奨学金の貸付けを受けることとなったとき。	(届出) 第12条 [略] 2 借受者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を知事等に届け出なければならない。 (1)～(10) [略] (11) 修学資金の貸付けを受けている間において、財団法人岩手育英奨学会 <u>(昭和42年7月14日に財団法人岩手育英奨学会という名称で設立された法人をいう。)</u> が行う奨学金の

3～5 [略]	貸付けを受けることとなったとき。 3～5 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(職員の退職手当の支給等に関する規則の一部改正)

第11条 職員の退職手当の支給等に関する規則（昭和50年岩手県規則第70号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(基礎在職期間)</p> <p>第3条の2 条例第5条の2第2項第19号に規定する規則で定める在職期間は、次に掲げる在職期間とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>公益法人等への職員の派遣等に関する条例</u>（平成13年岩手県条例第67号）第18条第1項に規定する場合における同項に規定する特定法人の職員としての引き続いた在職期間</p> <p>(5) [略]</p>	<p>(基礎在職期間)</p> <p>第3条の2 条例第5条の2第2項第19号に規定する規則で定める在職期間は、次に掲げる在職期間とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>公益的法人等への職員の派遣等に関する条例</u>（平成13年岩手県条例第67号）第18条第1項に規定する場合における同項に規定する特定法人の職員としての引き続いた在職期間</p> <p>(5) [略]</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

(中小企業高度化資金貸付規則の一部改正)

第12条 中小企業高度化資金貸付規則（昭和51年岩手県規則第74号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 この規則において「<u>公益法人</u>」とは、<u>民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人</u>をいう。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>5 この規則において「<u>中小企業高度化事業</u>」とは、次に掲げる事業をいう。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>市町村、土地開発公社、公益法人（出資金額又は拠出された金額の2分の1以上を地方公共団体が出資し、又は拠出しているものに限る。）又は中小企業総合事業団法施行令（平成11年政令第203号。以下「政令」という。）第3条第1項第1号に規定する事業（以下「<u>集団化事業</u>」という。）を行う事業協同組合若しくは協同組合連合会が、集団化事業（事業協同組合及び協同組合連合会にあっては、当該事業協同組合又は協同組合連合会が行う集団化事業に限る。）の用に供している施設であって倒産又はこれに準ずる事態にあると認められる者の所有等に係るものを取得し、保全し、及びこれを他の適当と認められる中小企業者に対し譲り渡す事業（以下「<u>倒産等企業施設先行取得事業</u>」という。）</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 この規則において「<u>一般社団法人等</u>」とは、<u>一般社団法人又は一般財団法人</u>をいう。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>5 この規則において「<u>中小企業高度化事業</u>」とは、次に掲げる事業をいう。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>市町村、土地開発公社、一般社団法人等（一般社団法人にあってはその社員総会における議決権の2分の1以上を地方公共団体が有しているもの、一般財団法人にあっては設立に際して拠出された財産の価額の2分の1以上が地方公共団体により拠出されているものに限る。）又は中小企業総合事業団法施行令（平成11年政令第203号。以下「政令」という。）第3条第1項第1号に規定する事業（以下「<u>集団化事業</u>」という。）を行う事業協同組合若しくは協同組合連合会が、集団化事業（事業協同組合及び協同組合連合会にあっては、当該事業協同組合又は協同組合連合会が行う集団化事業に限る。）の用に供している施設であって倒産又はこれに準ずる事態にあると認められる者の所有等に係るものを取得し、保全し、及びこれを他の適当と認</u></p>

<p>(3)～(5) [略]</p> <p>(貸付け)</p> <p>第3条 知事は、県内において中小企業高度化事業を実施する中小企業者、<u>公益法人</u>、特定会社、商工会等、市町村又は土地開発公社に対し、予算の範囲内において、当該事業の用に供する土地、建物その他の施設（以下「貸付対象施設」という。）の取得、造成及び設置並びに電子計算機に係るソフトウェアの開発又は取得（以下「貸付対象事業」という。）に必要な資金の貸付けを行うものとする。</p> <p>(保証人)</p> <p>第6条 借主は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる者を保証人として立てなければならない。ただし、市町村が借主である場合又は借主を支援する市町村が県と貸付金の貸付けに係る損失補償契約を結ぶ場合は、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>公益法人</u>である借主にあつては、当該<u>公益法人</u>の理事である者全員</p> <p>(5)～(9) [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>様式第6号（第20条関係）</p> <p>[略]</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 15px; margin: 5px auto;">[略]</div> <p>注1・2 [略]</p> <p>3 組合及び<u>公益法人</u>にあつては事業概要、決算書、事業計画及び議事録を、企業にあつては決算書を添付してください。</p>	<p>められる中小企業者に対し譲り渡す事業（以下「倒産等企業施設先行取得事業」という。）</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>(貸付け)</p> <p>第3条 知事は、県内において中小企業高度化事業を実施する中小企業者、<u>一般社団法人等</u>、特定会社、商工会等、市町村又は土地開発公社に対し、予算の範囲内において、当該事業の用に供する土地、建物その他の施設（以下「貸付対象施設」という。）の取得、造成及び設置並びに電子計算機に係るソフトウェアの開発又は取得（以下「貸付対象事業」という。）に必要な資金の貸付けを行うものとする。</p> <p>(保証人)</p> <p>第6条 借主は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる者を保証人として立てなければならない。ただし、市町村が借主である場合又は借主を支援する市町村が県と貸付金の貸付けに係る損失補償契約を結ぶ場合は、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>一般社団法人等</u>である借主にあつては、当該<u>一般社団法人等</u>の理事である者全員</p> <p>(5)～(9) [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>様式第6号（第20条関係）</p> <p>[略]</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 15px; margin: 5px auto;">[略]</div> <p>注1・2 [略]</p> <p>3 組合及び<u>一般社団法人等</u>にあつては事業概要、決算書、事業計画及び議事録を、企業にあつては決算書を添付してください。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p> <p>(特定非営利活動法人の設立の手続等に関する条例施行規則の一部改正)</p>	
<p>第13条 特定非営利活動法人の設立の手続等に関する条例施行規則（平成10年岩手県規則第151号）の一部を次のように改正する。</p>	
改正前	改正後
<p>(解散の届出等)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 法第40条第1項において準用する民法（明治29年法律第89号）第77条第2項の規定による届出は、当該清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付した清算人就職届出書（様式第8号）を知事に提出してするものとする。</p> <p>(清算終了の届出)</p> <p>第11条 法第40条第1項において準用する民法第83条の規定に</p>	<p>(解散の届出等)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 法第31条の8の規定による届出は、当該清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付した清算人就職届出書（様式第8号）を知事に提出してするものとする。</p> <p>(清算終了の届出)</p> <p>第11条 法第32条の3の規定による届出は、清算終了の登記を</p>

よる届出は、清算結了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付した清算結了届出書（様式第10号）を知事に提出してするものとする。

（知事の所管に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の準用）

第15条 知事の所管に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成17年岩手県規則第72号）の規定は、条例第6条の規定により読み替えて準用する民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年岩手県条例第52号）の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	[略]	特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）第14条において準用する民法（明治29年法律第89号）第51条第1項並びに法第28条第1項及び第35条第1項の規定による備置き
第4条	[略]	法第14条において準用する民法第51条第1項並びに法第28条第1項及び第35条第1項の規定による作成
[略]		

様式第4号（第5条関係）

[略]

備考1・2 [略]

3 所轄庁の変更を伴う場合には、2に掲げる書類のほか、次の書類を添付してください。

(1)・(2) [略]

(3) 直近の法第28条第1項に規定する事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間にあるは法第14条において準用する民法第51条第1項の設立の時の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間にあるは法第35条第1項の財産目録）

[略]

様式第8号（第9条関係）

[略]

下記のとおり の解散に係る清算中に清算人が就

したことを証する登記事項証明書を添付した清算結了届出書（様式第10号）を知事に提出してするものとする。

（知事の所管に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の準用）

第15条 知事の所管に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成17年岩手県規則第72号）の規定は、条例第6条の規定により読み替えて準用する民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年岩手県条例第52号）の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	[略]	特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）第14条、第28条第1項及び第35条第1項の規定による備置き
第4条	[略]	法第14条、第28条第1項及び第35条第1項の規定による作成
[略]		

様式第4号（第5条関係）

[略]

備考1・2 [略]

3 所轄庁の変更を伴う場合には、2に掲げる書類のほか、次の書類を添付してください。

(1)・(2) [略]

(3) 直近の法第28条第1項に規定する事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間にあるは法第14条の規定による成立の時の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間にあるは法第35条第1項の財産目録）

[略]

様式第8号（第9条関係）

[略]

下記のとおり の解散に係る清算中に清算人が就

<p>職したので、<u>特定非営利活動促進法第40条第1項</u>において<u>準用する民法第77条第2項</u>の規定により、届け出ます。</p> <p>[略]</p> <p>様式第10号（第11条関係）</p> <p>[略]</p> <p>の解散に係る清算が終了したので、<u>特定非営利活動促進法第40条第1項</u>において<u>準用する民法第83条</u>の規定により、届け出ます。</p> <p>[略]</p>	<p>職したので、<u>特定非営利活動促進法第31条の8</u>の規定により、届け出ます。</p> <p>[略]</p> <p>様式第10号（第11条関係）</p> <p>[略]</p> <p>の解散に係る清算が終了したので、<u>特定非営利活動促進法第32条の3</u>の規定により、届け出ます。</p> <p>[略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

（知事が保有する行政文書の開示等に関する規則の一部改正）

第14条 知事が保有する行政文書の開示等に関する規則（平成11年岩手県規則第39号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>別表第3（第8条関係）</p> <p>[略]</p> <p>社団法人岩手県畜産協会</p> <p>社団法人岩手県農業公社</p> <p>財団法人岩手県観光協会</p> <p>財団法人岩手県土木技術振興協会</p> <p>財団法人グリーンピア田老</p> <p>財団法人いわて産業振興センター</p> <p>財団法人岩手県下水道公社</p> <p>財団法人岩手県長寿社会振興財団</p> <p>財団法人岩手県国際交流協会</p> <p>財団法人岩手県林業労働対策基金</p> <p>財団法人岩手県生物工学研究センター</p>	<p>別表第3（第8条関係）</p> <p>[略]</p> <p>社団法人岩手県畜産協会 <u>（昭和30年12月19日に社団法人岩手県畜産会という名称で設立された法人をいう。）</u></p> <p>社団法人岩手県農業公社 <u>（昭和46年3月29日に社団法人岩手県農地管理開発公社という名称で設立された法人をいう。）</u></p> <p>財団法人岩手県観光協会 <u>（昭和39年4月16日に財団法人岩手県観光開発公社という名称で設立された法人をいう。）</u></p> <p>財団法人岩手県土木技術振興協会 <u>（昭和56年4月1日に財団法人岩手県土木技術振興協会という名称で設立された法人をいう。）</u></p> <p>財団法人グリーンピア田老 <u>（昭和59年4月1日に財団法人グリーンピア田老という名称で設立された法人をいう。）</u></p> <p>財団法人いわて産業振興センター <u>（昭和61年8月30日に財団法人岩手県高度技術振興協会という名称で設立された法人をいう。）</u></p> <p>財団法人岩手県下水道公社 <u>（昭和62年3月31日に財団法人岩手県下水道公社という名称で設立された法人をいう。）</u></p> <p>財団法人岩手県長寿社会振興財団 <u>（昭和63年5月20日に財団法人岩手県長寿社会振興財団という名称で設立された法人をいう。）</u></p> <p>財団法人岩手県国際交流協会 <u>（平成元年10月18日に財団法人岩手県国際交流協会という名称で設立された法人をいう。）</u></p> <p>財団法人岩手県林業労働対策基金 <u>（平成3年10月31日に財団法人岩手県林業労働対策基金という名称で設立された法人をいう。）</u></p> <p>財団法人岩手県生物工学研究センター <u>（平成4年2月1日に財</u></p>



<p>財団法人ふるさといわて定住財団</p> <p>財団法人さんりく基金</p> <p>[略]</p>	<p><u>団法人岩手生物工学研究センターという名称で設立された法人をいう。</u></p> <p>財団法人ふるさといわて定住財団 <u>(平成5年5月20日に財団法人ふるさといわて定住財団という名称で設立された法人をいう。)</u></p> <p>財団法人さんりく基金 <u>(平成6年5月2日に財団法人三陸地域総合研究センターという名称で設立された法人をいう。)</u></p> <p>[略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

(介護保険法施行細則の一部改正)

第15条 介護保険法施行細則（平成11年岩手県規則第119号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>様式第7号（第6条関係）</p> <p>[略]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px 0;">[略]</div> <p>備考1 [略]</p> <p>2 「法人の種別」の欄は、申請者が法人である場合に、社会福祉法人、医療法人、<u>社団法人</u>、株式会社、有限会社等の別を記載してください。</p> <p>3～7 [略]</p> <p>[略]</p> <p>様式第21号（第20条関係）</p> <p>[略]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px 0;">[略]</div> <p>備考1 [略]</p> <p>2 「法人の種別」の欄は、申請者が法人である場合に、社会福祉法人、医療法人、<u>社団法人</u>、株式会社、有限会社等の別を記載してください。</p> <p>3～8 [略]</p> <p>[略]</p> <p>様式第26号（第24条関係）</p> <p>[略]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px 0;">[略]</div> <p>備考1 [略]</p> <p>2 「法人の種別」の欄は、申請者が法人である場合に、社会福祉法人、医療法人、<u>社団法人</u>、株式会社、有限会社等の別を記載してください。</p> <p>3～7 [略]</p> <p>[略]</p> <p>様式第30号（第27条関係）</p>	<p>様式第7号（第6条関係）</p> <p>[略]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px 0;">[略]</div> <p>備考1 [略]</p> <p>2 「法人の種別」の欄は、申請者が法人である場合に、社会福祉法人、医療法人、<u>一般社団法人</u>、株式会社、有限会社等の別を記載してください。</p> <p>3～7 [略]</p> <p>[略]</p> <p>様式第21号（第20条関係）</p> <p>[略]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px 0;">[略]</div> <p>備考1 [略]</p> <p>2 「法人の種別」の欄は、申請者が法人である場合に、社会福祉法人、医療法人、<u>一般社団法人</u>、株式会社、有限会社等の別を記載してください。</p> <p>3～8 [略]</p> <p>[略]</p> <p>様式第26号（第24条関係）</p> <p>[略]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px 0;">[略]</div> <p>備考1 [略]</p> <p>2 「法人の種別」の欄は、申請者が法人である場合に、社会福祉法人、医療法人、<u>一般社団法人</u>、株式会社、有限会社等の別を記載してください。</p> <p>3～7 [略]</p> <p>[略]</p> <p>様式第30号（第27条関係）</p>

[略]

[略]

備考1 [略]

2 「法人の種別」の欄は、申請者が法人である場合に、社会福祉法人、医療法人、社団法人、株式会社、有限会社等の別を記載してください。

3～7 [略]

[略]

様式第33号（第30条関係）

[略]

[略]

備考1 [略]

2 「法人の種別」の欄は、申請者が法人である場合に、社会福祉法人、医療法人、社団法人、株式会社、有限会社等の別を記載してください。

3～7 [略]

[略]

様式第39号（第36条関係）

[略]

[略]

備考1 [略]

2 「法人の種別」の欄は、申請者が法人である場合に、社会福祉法人、医療法人、社団法人、株式会社、有限会社等の別を記載してください。

3～7 [略]

[略]

様式第44号（第41条関係）

[略]

様式3

[略]

1 民法第34条の規定に基づき設立された法人、合名会社、合資会社及び有限会社の場合は、社員名簿を提出してください。（社員とは、民法、商法又は有限会社法上の社員であり、従業員ではありません。）

2 財団法人にあつては、基本財産の構成を証する書類を提出してください。

3～5 [略]

[略]

様式第51号（第48条関係）

[略]

[略]

備考1 [略]

2 「法人の種別」の欄は、申請者が法人である場合に、社会福祉法人、医療法人、一般社団法人、株式会社、有限会社等の別を記載してください。

3～7 [略]

[略]

様式第33号（第30条関係）

[略]

[略]

備考1 [略]

2 「法人の種別」の欄は、申請者が法人である場合に、社会福祉法人、医療法人、一般社団法人、株式会社、有限会社等の別を記載してください。

3～7 [略]

[略]

様式第39号（第36条関係）

[略]

[略]

備考1 [略]

2 「法人の種別」の欄は、申請者が法人である場合に、社会福祉法人、医療法人、一般社団法人、株式会社、有限会社等の別を記載してください。

3～7 [略]

[略]

様式第44号（第41条関係）

[略]

様式3

[略]

1 一般社団法人又は一般財団法人、合名会社、合資会社及び有限会社の場合は、社員名簿を提出してください（社員とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、商法又は有限会社法上の社員であり、従業員ではありません。）。

2 一般財団法人にあつては、基本財産の構成を証する書類を提出してください。

3～5 [略]

[略]

様式第51号（第48条関係）

<p>[略]</p> <p>様式 3</p> <p>[略]</p> <p>1 <u>民法第34条の規定に基づき設立された法人</u>、合名会社、合資会社及び有限会社の場合は、社員名簿を提出してください。(社員とは、<u>民法</u>、<u>商法</u>又は有限会社法上の社員であり、従業員ではありません。)</p> <p>2 <u>財団法人</u>にあつては、基本財産の構成を証する書類を提出してください。</p> <p>3～5 [略]</p> <p>[略]</p>	<p>[略]</p> <p>様式 3</p> <p>[略]</p> <p>1 <u>一般社団法人又は一般財団法人</u>、合名会社、合資会社及び有限会社の場合は、社員名簿を提出してください(社員とは、<u>一般社団法人及び一般財団法人に関する法律</u>、<u>商法</u>又は有限会社法上の社員であり、従業員ではありません。)</p> <p>2 <u>一般財団法人</u>にあつては、基本財産の構成を証する書類を提出してください。</p> <p>3～5 [略]</p> <p>[略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(岩手県知事部局行政組織規則の一部改正)

第16条 岩手県知事部局行政組織規則(平成13年岩手県規則第46号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(保健福祉部の分課及びその分掌事務)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 医療国保課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>医療担当の分掌事務</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 医療法人及び医療に関する公益法人に関すること。</p> <p>(3)～(14) [略]</p> <p>[略]</p> <p>4～8 [略]</p> <p>(農林水産部の分課及びその分掌事務)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 農業振興課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>地域農業振興担当の分掌事務</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>岩手県農業公社</u>に関すること。</p> <p>[略]</p> <p>6～16 [略]</p> <p>(総務部の分課等及びその分掌事務)</p>	<p>(保健福祉部の分課及びその分掌事務)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 医療国保課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>医療担当の分掌事務</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 医療法人並びに医療に関する<u>一般社団法人及び一般財団法人</u>に関すること。</p> <p>(3)～(14) [略]</p> <p>[略]</p> <p>4～8 [略]</p> <p>(農林水産部の分課及びその分掌事務)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 農業振興課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>地域農業振興担当の分掌事務</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>社団法人岩手県農業公社(昭和46年3月29日に社団法人岩手県農地管理開発公社という名称で設立された法人をいう。)</u>に関すること。</p> <p>[略]</p> <p>6～16 [略]</p> <p>(総務部の分課等及びその分掌事務)</p>

第13条 [略]

2 総務室の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

法務私学担当の分掌事務

(1)～(5) [略]

(6) 公益法人及び公益信託に係る事務の調整に関すること。

(7)～(17) [略]

[略]

3～8 [略]

9 総務事務センターの分掌事務は、次のとおりとする。

職員福祉担当の分掌事務

(1)～(5) [略]

(6) 地方職員共済組合及び職員互助会に関すること。

(7) [略]

[略]

第13条 [略]

2 総務室の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

法務私学担当の分掌事務

(1)～(5) [略]

(6) 一般社団法人及び一般財団法人並びに公益信託に係る事務の調整に関すること。

(7)～(17) [略]

[略]

3～8 [略]

9 総務事務センターの分掌事務は、次のとおりとする。

職員福祉担当の分掌事務

(1)～(5) [略]

(6) 地方職員共済組合及び財団法人岩手県職員互助会（昭和47年4月1日に財団法人岩手県職員互助会という名称で設立された法人をいう。）に関すること。

(7) [略]

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(知事が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部改正)

第17条 知事が保有する個人情報の保護等に関する規則（平成13年岩手県規則第105号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
別表第3（第16条関係）	別表第3（第16条関係）
[略]	[略]
社団法人岩手県畜産協会	社団法人岩手県畜産協会 <u>（昭和30年12月19日に社団法人岩手県畜産会という名称で設立された法人をいう。）</u>
社団法人岩手県農業公社	社団法人岩手県農業公社 <u>（昭和46年3月29日に社団法人岩手県農地管理開発公社という名称で設立された法人をいう。）</u>
財団法人岩手県観光協会	財団法人岩手県観光協会 <u>（昭和39年4月16日に財団法人岩手県観光開発公社という名称で設立された法人をいう。）</u>
財団法人岩手県土木技術振興協会	財団法人岩手県土木技術振興協会 <u>（昭和56年4月1日に財団法人岩手県土木技術振興協会という名称で設立された法人をいう。）</u>
財団法人グリーンピア田老	財団法人グリーンピア田老 <u>（昭和59年4月1日に財団法人グリーンピア田老という名称で設立された法人をいう。）</u>
財団法人いわて産業振興センター	財団法人いわて産業振興センター <u>（昭和61年8月30日に財団法人岩手県高度技術振興協会という名称で設立された法人をいう。）</u>
財団法人岩手県下水道公社	財団法人岩手県下水道公社 <u>（昭和62年3月31日に財団法人岩手県下水道公社という名称で設立された法人をいう。）</u>

財団法人岩手県長寿社会振興財団	財団法人岩手県長寿社会振興財団 <u>(昭和63年5月20日に財団法人岩手県長寿社会振興財団という名称で設立された法人をいう。)</u>
財団法人岩手県国際交流協会	財団法人岩手県国際交流協会 <u>(平成元年10月18日に財団法人岩手県国際交流協会という名称で設立された法人をいう。)</u>
財団法人岩手県林業労働対策基金	財団法人岩手県林業労働対策基金 <u>(平成3年10月31日に財団法人岩手県林業労働対策基金という名称で設立された法人をいう。)</u>
財団法人岩手県生物工学研究センター	財団法人岩手県生物工学研究センター <u>(平成4年2月1日に財団法人岩手県生物工学研究センターという名称で設立された法人をいう。)</u>
財団法人ふるさといわて定住財団	財団法人ふるさといわて定住財団 <u>(平成5年5月20日に財団法人ふるさといわて定住財団という名称で設立された法人をいう。)</u>
財団法人さんりく基金	財団法人さんりく基金 <u>(平成6年5月2日に財団法人三陸地域総合研究センターという名称で設立された法人をいう。)</u>
[略]	[略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(循環型地域社会の形成に関する条例施行規則の一部改正)

第18条 循環型地域社会の形成に関する条例施行規則(平成15年岩手県規則第22号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後								
<p>別表第1(第4条関係)</p> <p>岩手県再生資源利用認定製品品質基準</p> <table border="1"> <tr> <td>品質及び安全性に関する基準</td> <td> <p>1 次のいずれかの規格等に適合していること。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 財団法人日本環境協会が定めるエコマーク商品認定基準</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>2 [略]</p> </td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </table>	品質及び安全性に関する基準	<p>1 次のいずれかの規格等に適合していること。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 財団法人日本環境協会が定めるエコマーク商品認定基準</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>2 [略]</p>	[略]	[略]	<p>別表第1(第4条関係)</p> <p>岩手県再生資源利用認定製品品質基準</p> <table border="1"> <tr> <td>品質及び安全性に関する基準</td> <td> <p>1 次のいずれかの規格等に適合していること。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 財団法人日本環境協会 <u>(昭和52年3月15日に財団法人日本環境協会という名称で設立された法人をいう。)</u> が定めるエコマーク商品認定基準</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>2 [略]</p> </td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </table>	品質及び安全性に関する基準	<p>1 次のいずれかの規格等に適合していること。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 財団法人日本環境協会 <u>(昭和52年3月15日に財団法人日本環境協会という名称で設立された法人をいう。)</u> が定めるエコマーク商品認定基準</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>2 [略]</p>	[略]	[略]
品質及び安全性に関する基準	<p>1 次のいずれかの規格等に適合していること。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 財団法人日本環境協会が定めるエコマーク商品認定基準</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>2 [略]</p>								
[略]	[略]								
品質及び安全性に関する基準	<p>1 次のいずれかの規格等に適合していること。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 財団法人日本環境協会 <u>(昭和52年3月15日に財団法人日本環境協会という名称で設立された法人をいう。)</u> が定めるエコマーク商品認定基準</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>2 [略]</p>								
[略]	[略]								
備考 改正部分は、下線の部分である。									

(岩手県事務委任及び代決専決規則の一部改正)

第19条 岩手県事務委任及び代決専決規則(平成18年岩手県規則第64号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(保健福祉部の部長、総括課長及び担当課長の専決事項)</p> <p>第23条 [略]</p>	<p>(保健福祉部の部長、総括課長及び担当課長の専決事項)</p> <p>第23条 [略]</p>

2・3 [略]

4 地域福祉課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)～(3) [略]

(4) 生活困窮者に係る社会福祉事業を行う社会福祉法人及び公益法人の監督に関すること。

(5)～(13) [略]

[略]

5 長寿社会課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)・(2) [略]

(3) 老人に係る社会福祉事業を行う社会福祉法人及び公益法人の監督に関すること（地域福祉課の主管に属するものを除く。）。

[略]

6 障がい保健福祉課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)～(6) [略]

(7) 身体障害者、心身障害児、知的障害者及び精神障害者に係る社会福祉事業を行う社会福祉法人及び公益法人の監督に関すること。

(8)～(16) [略]

[略]

7 児童家庭課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)・(2) [略]

(3) 児童及び母子に係る社会福祉事業を行う社会福祉法人及び公益法人の監督に関すること。

(4) [略]

[略]

(総務部の室長、総括課長、所長及び担当課長等の専決事項)

第27条 [略]

2～6 [略]

7 総務事務センターの分掌事務について、所長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

2・3 [略]

4 地域福祉課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)～(3) [略]

(4) 生活困窮者に係る社会福祉事業を行う社会福祉法人並びに一般社団法人及び一般財団法人の監督に関すること。

(5)～(13) [略]

[略]

5 長寿社会課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)・(2) [略]

(3) 老人に係る社会福祉事業を行う社会福祉法人並びに一般社団法人及び一般財団法人の監督に関すること（地域福祉課の主管に属するものを除く。）。

[略]

6 障がい保健福祉課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)～(6) [略]

(7) 身体障害者、心身障害児、知的障害者及び精神障害者に係る社会福祉事業を行う社会福祉法人並びに一般社団法人及び一般財団法人の監督に関すること。

(8)～(16) [略]

[略]

7 児童家庭課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)・(2) [略]

(3) 児童及び母子に係る社会福祉事業を行う社会福祉法人並びに一般社団法人及び一般財団法人の監督に関すること。

(4) [略]

[略]

(総務部の室長、総括課長、所長及び担当課長等の専決事項)

第27条 [略]

2～6 [略]

7 総務事務センターの分掌事務について、所長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。



する事務	法人岩手県社会福祉協議会、社会福祉法人岩手県共同募金会及び社会福祉法人岩手県社会福祉事業団に係るものを除く。)												
第43条	定款の変更の認可等（社会福祉法人岩手県社会福祉協議会、社会福祉法人岩手県共同募金会及び社会福祉法人岩手県社会福祉事業団に係るものを除く。）	○	○		○					○			
第46条第2項	解散の認可又は認定（社会福祉法人岩手県社会福祉協議会、社会福祉法人岩手県共同募金会及び社会福祉法人岩手県社会福祉事業団に係るものを除く。）	○			○								
第46条第3項、第46条の7、第47条の3、第59条第1項、第62条第1項、第63条第1項、第64条、第67条第1項、第68条及び第69条	届出の受理（社会福祉法人岩手県社会福祉協議会、社会福祉法人岩手県共同募金会及び社会福祉法人岩手県社会福祉事業団に係るものを除く。）	○			○								
第49条第2項	合併の認可（社会福祉法人岩手県社会福祉協議会、社会福祉法人岩手県共同募金会及び社会福祉法人岩手県社会福祉事業団に係るものを除く。）	○			○								
第56条第1項	報告の徴収又は検査（社会福祉法人岩手県社会福祉協議会、社会福祉法人岩手県共同募金会及び社会福祉法人岩手県社会福祉事業団に係る	○	○		○					○			















3項	行うべき者の選任又は総会の招集																				あつては、 第10条第1 項第3号の 事業を行う 組合を除く 。
第44条第2項	定款変更の認可	○	○		○	○														○	室長等に あつては、 第10条第1 項第3号の 事業を行う 組合を除く 。
第44条第3項において準用する第61条第2項	定款変更認可に関する証明	○	○			○														○	
第50条の2第3項	信用事業の譲渡（譲受け）の認可	○				○															
第50条の2第7項	届出の受理	○				○															
第60条第1項	設立の認可	○				○	○														室長等に あつては、 第10条第1 項第3号の 事業を行う 組合を除く 。
第61条第2項	設立認可に関する証明	○				○															
第63条第2項	設立の認可の取消	○				○	○														室長等に あつては、 第10条第1 項第3号の 事業を行う 組合を除く 。
第64条第2項	解散の認可	○	○			○	○													○	室長等に あつては、 第10条第1 項第3号の 事業を行う





第95条の4	中央会からの意見の聴取	○		○																
第96条	議決、選挙又は当選の取消	○		○																
第97条	専属利用契約の取消	○		○																

改正前				改正後			
別表第11 広域振興局等以外の出先機関のうち保健福祉部に属する出先機関の長委任事項（第6条関係）				別表第11 広域振興局等以外の出先機関のうち保健福祉部に属する出先機関の長委任事項（第6条関係）			
区分	事務	条項	内容	区分	事務	条項	内容
保健所長	[略]	[略]		保健所長	[略]	[略]	
	17 医療法（昭和23年法律第205号）の施行に関する事務	第50条第1項及び第3項	定款又は寄附行為の変更の認可及び届出の受理		17 医療法（昭和23年法律第205号）の施行に関する事務	第46条の4第5項、第6項及び第7項第4号	仮理事の選任、特別代理人の選任及び監事からの報告の受理
		第68条において準用する民法第56条、第57条、第59条第3号、第77条第2項及び第83条	仮理事の選任、特別代理人の選任、監事からの報告の受理、清算人登記の届出の受理及び清算終了の届出の受理			第50条第1項及び第3項	定款又は寄附行為の変更の認可及び届出の受理
		[略]				第56条の6及び第56条の11	清算人の届出の受理及び清算終了の届出の受理
[略]	[略]		[略]	[略]			
[略]				[略]			
[略]				[略]			

備考 改正部分は、下線の部分である。

（職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例施行規則の一部改正）

第20条 職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例施行規則（平成19年岩手県規則第19号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（県又は国の事務又は事業と密接な関連を有する業務を行う法人）	（県又は国の事務又は事業と密接な関連を有する業務を行う法人）
第4条 条例第2条第4項の規則で定める法人は、次に掲げる	第4条 条例第2条第4項の規則で定める法人は、次に掲げる

法人とする。

(1)～(5) [略]

(6) 公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年岩手県条例第67号）第10条に規定する特定法人

(7) [略]

（職員としての在職期間に含まれる休職の期間）

第8条 [略]

2 前項第1号の規定の適用については、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年岩手県条例第7号）第3条第1項に規定する派遣職員（次条第1号において「外国派遣職員」という。）の派遣先の機関の業務又は公益法人等への職員の派遣等に関する条例第3条第1号に規定する派遣職員（次条第1号において「団体派遣職員」という。）の派遣先の団体の業務（当該業務に係る労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項及び第3項に規定する通勤（当該業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同項及び同条第3項に規定する通勤に該当するものに限る。）を含む。次条第1号において同じ。）を公務とみなす。

法人とする。

(1)～(5) [略]

(6) 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年岩手県条例第67号）第10条に規定する特定法人

(7) [略]

（職員としての在職期間に含まれる休職の期間）

第8条 [略]

2 前項第1号の規定の適用については、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年岩手県条例第7号）第3条第1項に規定する派遣職員（次条第1号において「外国派遣職員」という。）の派遣先の機関の業務又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第3条第1号に規定する派遣職員（次条第1号において「団体派遣職員」という。）の派遣先の団体の業務（当該業務に係る労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項及び第3項に規定する通勤（当該業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同項及び同条第3項に規定する通勤に該当するものに限る。）を含む。次条第1号において同じ。）を公務とみなす。

備考 改正部分は、下線の部分である。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成20年12月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の岩手県規則（以下「改正前規則」という。）の様式による申請書等は、この規則による改正後の当該岩手県規則の様式による申請書等とみなす。
- 3 改正前規則の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。